

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN  
社会保険労務士 武用 貴汰  
〒573-0013  
大阪府枚方市星丘1-26-14  
電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291  
e-mail：kanroumu3.lcocoa@ares.eonet.ne.jp

## マイナ保険証の有効期限 をご存知ですか？

### ◆マイナンバーカードと 有効期限

マイナ免許証の交付開始時に、現行システム上の注意点としてマイナンバーカードと運転免許証の更新の順番によっては免許情報の再度の紐付けをしないと免許不携帯になるおそれがあるとの注意喚起がされましたが、マイナ保険証でも有効期限に注意が必要です。

マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上が発行の日から10回目の誕生日まで、18歳未満は5回目の誕生日までですが、マイナ保険証利用時等に利用する電子証明書（数字4桁）の有効期限は、全年齢で5回目の誕生日までとされているからです。

つまり、マイナンバーカードは有効期限内であってもマイナ保険証は期限切れ、ということが起こり得るのです。

### ◆有効期限が切れてしまったら？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書が送付されてくるので、市区町村窓口で手続きをすれば更新できます。

期限内に手続きができなかった場合、期限切れから3カ月間は引き続きマイナ保険証で受診できます（保険資格情報の提供のみ）。3カ月を過ぎるとマイナ保険証では受診できなくなり、再発行の手続きをしなかった場合、3カ月以内に資格確認書が交付されます。

### ◆どんな手続きが必要？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、上記のとおり、有効期限が近づくと有効期限通知書が送付されてきます。

通知書に交付申請用QRコードがある場合は、スマートフォンで申請の上、市区町村窓口で新しいマイナンバーカードと交換できます。QRコードがない場合は、有効期限

通知書に記載された必要書類を持って市区町村窓口で手続きをします。

【マイナンバーカード総合サイト】

[https://www.kojinbangocard.go.jp/faq\\_expiration5/](https://www.kojinbangocard.go.jp/faq_expiration5/)

[https://www.kojinbangocard.go.jp/220401\\_2/](https://www.kojinbangocard.go.jp/220401_2/)

【厚生労働省「マイナ保険証利用時には電子証明書の有効期限をご確認ください！」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001459040.pdf>

## 業種別カスタマーハラスメント対策 企業マニュアル「スーパーマーケット業編」が公表されました

### ◆カスタマーハラスメントの現状

近年、顧客や取引先からの悪質なクレーム等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント。以下、「カスハラ」という）が増加しています。厚生労働省の調査では、カスハラは、セクハラ・マタハラ・パワハラ等の他のハラスメン

トと比べ、過去3年間で相談のあった企業の件数が最も多く、社会的な問題ととらえられています。

こうした背景を踏まえ、厚生労働省は、令和4年に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を策定し、カスハラ対策に関心を持つ業界団体に向け、対応方針を策定してきました。令和6年度事業では、スーパーマーケット業界について実施し、今年3月に「スーパーマーケット編」の企業マニュアル（以下、「本マニュアル」という）を公表しました。

#### ◆本マニュアルの内容と活用

本マニュアルでは、以下の内容がまとめられています。

- ・カスハラ対策に取り組む意義
- ・カスハラ の 定義 ・ 判断基準
- ・スーパーマーケット業での実態（発生状況、対応状況）
- ・業界におけるカスハラに対する共通方針（対応方法）
- ・具体的対策（基本方針、相談対応体制の整備、対応手順、社内教育・研修、従業員への配慮措置、再発防止への取組み等）

カスハラ対策を企業に義

務付ける労働施策総合推進法の改正が閣議決定され、成立は目前です。しかし、他のハラスメントに比べ歴史が浅く、裁判例等の蓄積も十分ではないため、実務のノウハウが未発達です。

企業にとっては、これからの情報収集や具体的な実務対策への取組みが急務となるでしょう。

【厚生労働省「業種別カスタマーハラスメント対策企業マニュアル（スーパーマーケット業編）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910000/001454169.pdf>

#### 5月の税務と労務の 続期限[提出先・納付先]

##### 12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

##### 15日

- 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

##### 6月2日

- 軽自動車税（種別割）納付 [市区町村]
- 自動車税（種別割）の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付

[郵便局または銀行]

- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]

#### ～当事務所より一言～

GWは淡路島へ愛犬ココア君(13歳)と一緒に行ってきました。何処も観光客でごった返してました。仕事の日常に戻り最近ChatGPTも参考に使ったりしますが、ココアの写真を漫画風にとすると、こんな感じになりました。

